

請願文書表

令和5年新城市議会12月定例会

受理番号	令和5年請願第3号
受理年月日	令和5年11月24日
件名	(仮称) 新城・設楽風力発電事業に関する住民意見と事業者への請願書
請願者の住所及び氏名	<p>作手地区 区長会 代表区長 荻野眞市</p> <p>作手地区 区長会 副代表区長 齊藤誠仁</p>
請願の要旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和5年6月定例会で採択されたメリット・デメリットを含む広範囲な説明会開催の請願を受けて、10月14日に作手全域を対象とした住民説明会が開催された。作手地区住民の自然環境への甚大な影響への懸念と長期に及ぶ健康被害への不安を受け、各地区区長の連名をもって、(仮称) 新城・設楽風力発電事業への反対意見を表明する。</p> <p>菅守地区は計画想定区域の3箇所から至近距離にあり、この地区には複数の地権者が在住している。しかし影響を受けるのは菅守地区だけではない。2km圏内には291戸もの住宅があり、想定区域には複数箇所の水源があることから、さらに遠く離れた地域にも、濁水や飲料水への影響が懸念される。住民の内の複数の地権者が反対すれば、建設用地が確保できないため、建設はできない。</p> <p>しかし地権者以外の多数の住民が反対しても、数人の地権者の合意の下に建設が可能になれば、建設に踏み切るということでは、地域住民は到底納得し得ない。</p> <p>住民が風力発電事業に反対する理由の一つは、大量の森林伐採が災害の誘因になることである。作手は愛知県内でも降水量の多い地域として知られ、近年は大雨警報などの天気予報でも地名が報じられる程である。山に根を張り、支えている木々が風車建設のために大量に伐採されることにより、私たちの日常が脅かされることは、容易に推測できる。</p> <p>また、木の伐採をはじめとする大規模な山の改変による、複数箇所の水源に及ぶ甚大な影響への懸念も大きな理由に挙げられる。</p> <p>そして人への影響として、陸上風力発電の規模は、発電効率を優先して大規模化しており、(仮称) 新城・設楽風力発電事業の風車も例外ではない。過去に建設されてきた風車の2倍以上に及ぶ巨大な風車20基が、3箇所の想定区域に計画されており、それらがあまりにも住宅に近すぎる。とくに子育てにとって、20年余にわたり風車から受ける影響は、子供の成長にとってどれ程のものであるか測り知れな</p>

<p>請願の要旨</p>	<p>い。そのような不安を、住民はなぜ強いられねばならないのか、どうして私たちの豊かな自然と、健康的な生活を送る日常が脅かされねばならないのか、理解できない。</p> <p>これらのような風車による影響に鑑みて、新城市の誠意ある対応をお願いします。</p> <p>請願事項</p> <p>1 事業者はこれまで開催された説明会において、「地元住民の合意が得られないまま、事業者の判断で建設を強行することはない」と再三説明されてきた。地元住民の合意とは、地権者のみではなく地権者以外の地域全体の住民を含む合意であることを、新城市も共通認識と捉え、地域全体の住民の意向に反して、建設に着手することのないよう、新城市から事業者に要請すること。</p> <p>2 作手20地区の区長より、(仮称)新城・設楽風力発電事業について住民の建設反対意見を各地区区長の連名により表明する。これら各区長の連名書を、新城市長より事業者へ提出すること。</p>
<p>紹介議員氏名</p>	<p>カークランド陽子、齊藤竜也、佐宗龍俊</p>
<p>付託委員会</p>	<p>厚生文教委員会</p>

令和 5 年 11 月 24 日

新城市議会議長 長田 共永 様

請願人 新城市作手地区 区長会

代表区長 荻野 眞司

副代表区長 齊藤 謙

請願紹介議員

カークランド 陽

齊藤 竜也

佐宗 龍俊

(仮称)新城・設楽風力発電事業 に関する住民意見と事業者への 請願書

(請願の趣旨)

本年6月定例会で採択された、メリット・デメリットを含む広範囲な説明会開催の請願を受けて、10月14日に、作手全域を対象とした住民説明会が開催された。

これまで風車建設を懸念する住民らによって、関心がなかった住民への地道な呼びかけと、風車建設に伴う様々な影響について理解の醸成を図ってきたが、この全体説明会により風力発電事業への周知がさらに広がってきた。それに伴う作手地区住民の、自然環境への甚大な影響への懸念と、向こう20年余の長期に及ぶ健康被害への不安を受け、各地区区長の連名を以て、(仮称)新城・設楽風力発電事業への反対意見を表明する。

作手地区内において、菅守地区は影響が最も懸念されるにもかかわらず、住民意見の一本化が進んでいない。菅守地区は計画想定区域の3箇所から至近距離にあり、この地区には複数の地権者が在住している。それ故 地区の意見は、多数決で決められるほど単純な問題ではない。地域の将来を憂慮して、強引な意見の押し付けではなく、相互理解のもと、納得のいく意見のとりまとめには、十分な時間を要する。

しかし影響を受けるのは菅守地区だけではない。2km圏内には291戸もの住宅があり、想定区域には複数箇所の水源があることから、さらに遠く離れた地域にも、濁水や飲料水への影響が懸念される。

事業者は説明会において、「住民の皆さんが反対されれば建設はしません」と繰り返し述べてきた。住民の内の複数の地権者が反対すれば、建設用地が確保できないため、建設はできない。

しかし地権者以外の多数の住民が反対しても、数人の地権者の合意の下に建設が可能になれば、建設に踏み切るということでは、地域住民は 到底納得し得ない。

住民が、風力発電事業に反対する理由の一つは、大量の森林伐採が災害の誘因になることである。

作手は愛知県内でも降水量の大変多い地域として知られ、近年は大雨警報などの天気予報でも地名が報じられる程である。今年6月の線状降水帯が発生した折も、林道から大量の水とともに、土砂や過去に間伐で伐採された丸太も流れ出し、下手の道路は川になった。また菅沼・善夫間の道路沿いに、直径1m程の大きさの岩が山から転げ出て、道路へ落ちる寸前で杉やヒノキの木々によって食い止められている箇所も見られた。山に根を張り、支えている木々が風車建設のために大量に伐採されることにより、私たちの日常が脅かされることは、容易に推測できる。

また、木の伐採をはじめとする大規模な山の改変による、複数箇所の水源に及ぶ甚大な影響への懸念も大きな理由に挙げられる。山の改変や盛り土は、土砂崩れ等の自然災害を招くだけでなく、それらがもたらす濁水は、下流域にまで及ぶ飲料水への影響や、山の清流あってこそその作手特産の特A米への打撃など、農業や三河湖周辺の漁業にも影響は及ぶ。

そして何より、人への影響である。陸上風力発電の規模は、発電効率を優先して大規模化している。(仮称)新城・設楽風力発電事業の風車も例外ではない。過去に建設されてきた風車の2倍以上に及ぶ巨大な風車20基が、3箇所の想定区域に計画されており、それらがあまりにも住宅に近すぎる。

住居への最短距離は500mとされているが、1km圏内には63戸、2km圏内には291戸もの住宅がある。作手地区の全戸数は913戸(令和5年10月)であり、当該地区における影響が広範囲に及ぶことがわかる。とくに子育て世帯にとって、20年余にわたり風車から受ける影響は、子供の成長にとって、どれ程のものであるか測り知れない。そのような不安を、住民は何故強いらねばならないのか、どうして私たちの豊かな自然と、健康的な生活を送る日常が脅かされねばならないのか、理解できない。

これらのような風車による影響に鑑みて、新城市の誠意ある対応を、お願いするとともに、以下の通り請願する。

(請願事項)

1. 事業者は、これまで開催された説明会において、「地元住民の合意が得られないまま、事業者の判断で建設を強行することはない」と再三説明されてきた。地元住民の合意とは地権者のみではなく、地権者以外の地域全体の住民を含む合意であることを、新城市も共通認識と捉え、地域全体の住民の意向に反して、建設に着手することのないよう、新城市から事業者に要請すること。
2. 作手20地区の区長より、(仮称)新城・設楽風力発電事業 について住民の建設反対意見を各地区区長の連名により表明する。これら各区長の連名書を、新城市長より事業者へ提出すること。

令和 5 年 11 月 24 日

新城市議会議長 長田 共永 様

新城市作手各地区は、下記の通り地区長の連名を以て、(仮称)新城・設楽風力発電事業への反対を表明します。

新城市作手地区 区長会

代表区長

・ 相寺 区長 萩野真市

副代表区長

・ 黒瀬 区長 齊藤誠仁

・ 見代 区長 西郷弘康

・ 北畑 区長 権田義典

・ 須山 区長 浅可 寿

・ 明和 区長 佐々木 則

・ 岩波 区長 加藤文泰

・ 鴨ヶ谷 区長 原田靖徳

・ 大和田 区長 島 浩男

・ 小林 区長

岡田 均

・ 北中河内 区長

梶 幸正

・ 東河松 区長

峯田好博

・ 和田 区長

雪下良明

・ 片津 区長

辻 宗昭

・ 松平 区長

森 光

・ 赤羽根 区長

石原 政嗣

・ 長者平 区長

作木 常夫

・ 田代 区長

夏目 博

・ 西田原 区長

権田 彰彦

・ 作手川合 区長

鼻崎 富男

・ _____ 区長

【 連絡先 】

作手地区 区長会 副代表区長 齊藤 誠仁

電話：